

会 員 各 位

新 潟 県 税 理 士 協 同 組 合

理 事 長 西 片 多 門

教育情報担当常務理事 小 菅 洋 司

共催 関東信越税理士会新潟県支部連合会

平成31年度 実務研修会のご案内

平素は当税協に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税協の教育情報事業の一環として下記の通り**税理士 岩下忠吾先生**を講師に実務研修会を開催いたします。今年は新たな試みとしてサテライト会場をご用意いたしました。

会員並びに職員のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 平成31年4月9日(火) 10:00～16:00 (受付9:30～)

タイムスケジュール	10:00～12:00	研 修
	12:00～13:00	昼 食
	13:00～14:30	研 修
	14:30～14:45	休 憩
	14:45～16:00	研 修

2. 場 所 <本会場>

ANAクラウンプラザホテル新潟

新潟市中央区万代5-11-20 TEL025-245-3333

<サテライト会場>

ホテルハイマート直江津

上越市中央1-2-3 TEL025-543-3151

3. テー マ 「平成31年の相続税の改正（個人の事業承継を中心に）と
軽減税率及びインボイスの実務上の対応」

4. 内 容

平成21年に導入された非上場株式等についての納税猶予制度、平成30年に見直された特例措置の創設に続けて、平成31年度は個人事業者の事業用宅地及び事業用減価償却資産についての納税猶予制度が導入されます。

個人事業者については、その重要ポイントを株式の納税猶予と対比して解説するとともに、特定事業用宅地等の400㎡までの80%減額制度の適用を選択した場合の計算とを対比してその選択の可否を

検討します。

また、民法改正に基づく配偶者居住権に係る財産評価と相続税の課税について、その小規模宅地等の減額との適用関係をチェックします。

消費税に関して、消費税の軽減（据置）税率の8%への対応は、まず顧問先に飲食料品を扱う事業者がいる場合には、軽減税率対象品目とその処理を確認し、さらに価格設定をどうするか、店内飲食に対して持ち帰りは容器代、保冷剤、袋などのコストをどのように考えるか、仕入れには軽減税率対象品目と標準税率対象品目があることから複数税率への対応が必要となります。

一方、飲食料品販売以外の事業を行う事業者は課税仕入れの観点からその区分を必要とします。領収書、請求書或いは納品書によって、税率区分を確認し、これを正確に会計処理しなければなりません。そこで、これらにどのように取り組むか、顧問先への指導・相談にどのように対処していくべきか検討し、現時点で確認しておくべき事項について解説します。

さらに、31年10月からスタートする区分記載請求書等保存方式への以降への取り組み、将来の適格請求書保存方式との関係について解説します。

5. 受講料	組員・賛助会員	一人2,000円（昼食・テキスト代込み）
	組員・賛助会員の職員	一人4,000円（昼食・テキスト代込み）
	非組員及びその職員	一人8,000円（昼食・テキスト代込み）

（職員には税理士を含まない）

6. 申込方法 同封の振込用紙に必要事項記入の上、**3月22日迄**にお振込み下さい。

定員 <本会場> 500名
<サテライト会場> 100名

キャンセルは3月29日までお受けいたします。3月30日以降のキャンセル及び当日の欠席の場合、受講料の返金はいたしません。研修会終了後にテキストをお送りいたします。

7. 講師 税理士 岩下忠吾氏

<講師のプロフィール>

昭和48年税理士登録。

現在、租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員、東京地方税理士会税法研究所主任研究員、千葉県税理士会会員相談室主任相談員などを務める。著書多数。

（注1）サテライト会場（直江津）はインターネットライブ中継となります。

（注2）質問については書面で3月末日迄に事務局に提出して下さい。

（注3）研修受講カード（名刺サイズ）をご持参ください。（研修時間5時間）

（注4）日本FP協会継続教育認定講座となります。（5単位）

◆ 問合せ先 新潟県税理士協同組合 事務局

TEL 025-225-2201
FAX 025-225-2221